

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条  
第2項に基づく不利益処分（命令）に係る処分及び公表の基準

1 趣旨

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律26号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく県知事の不利益処分（命令）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分の基準を、次のとおり定める。

2 不利益処分（命令）の基準

- (1) 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（以下「米穀事業者」という。）が、法第9条第1項に規定する勧告を受けながらその勧告に係る措置を取らなかった場合には、原則として勧告に係る措置を取るべきことを命ずる。
- (2) 勧告に係る措置を取るべきことを命ずる場合には、命令の相手方である米穀事業者に対し弁明の機会を付与する。

3 公表の基準

不利益処分を行った場合には、原則として（1）から（3）までの事項を公表する。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合があれば、公表しないこととする。

- (1) 不利益処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 不利益処分に係る違反事実
- (3) 不利益処分の内容

4 適用年月日

この基準は、平成23年7月7日から適用する。

附則

この基準は、令和5年5月1日から適用する。